

目指せ新販路！首都圏バイヤー連携事業
「FOODEX JAPAN 2025（第50回 国際食品・飲料展）」
岡山県ブース（国内出展ゾーン） 出展者 募集要項

1 目 的

優れた加工食品・飲料等を有し、首都圏をはじめとする全国や海外への販路開拓を目指す県内中小企業等に対して販路開拓の場を提供するため、岡山県ブース（国内出展ゾーン）への出展を支援します。

2 募集事業の概要

（1）「FOODEX JAPAN 2025（第50回 国際食品・飲料展）」の概要

- ・開催期間 令和7年3月11日（火）～14日（金）
10：00～17：00（最終日は16：30まで）
- ・開催場所 東京ビッグサイト（東京都江東区有明3丁目11-1）
- ・内 容 等 世界中の食品・飲料が一堂に会し、国内外から多くの食品バイヤー・購買担当者が来場する、アジア最大級の食品・飲料専門展示会
〔参考〕FOODEX JAPAN 2024 実績（第49回（令和6年3月））
出展者数：2,879社 来場者数：延べ76,183名

（2）岡山県ブース（国内出展ゾーン）の概要（予定）

- ・小 間 数 8小間
- ・募 集 数 【一般枠】11者程度
【新規優先枠】5者程度
※[新規優先枠]は過去5年、岡山県事業でFOODEXに参加したことが無い企業を対象とした出展枠です。
※選定から漏れた[新規優先枠]への申込企業は自動的に[一般枠]へのお申込みとして受理します。
※[新規優先枠]が定員に満たなかった場合は、その不足分は[一般枠]の募集数に加えます。
- ・展示面積 1者あたり1/2小間程度
- ・負 担 金 150,000円（税込）程度
※負担金は参加者数に応じて変動します。
※会場までの交通費、宿泊費、商品搬送費及び基本什器以外の什器等を追加する場合の費用は各社でのご負担となります。
- ・そ の 他 出展期間中は原則として1名以上の参加をお願いします。



〈2024年出展の様子〉

3 応募資格

優れた加工食品・飲料等を有し、積極的に首都圏への販路開拓を目指す中小企業等（※1）で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- （1）岡山県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- （2）県税を滞納していないこと。（出展決定の企業等には県税の完納証明書（原本）の提出をお願いします。）
- （3）暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者、いずれでもないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （5）出展者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- （6）食品表示法、食品衛生法、J A S 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、医薬品医療機器等法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法等及び J I S 規格（日本工業規格）等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- （7）厚生労働省が掲げる HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること。（※2）
- （8）原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- （9）各種保険等に参加する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。
- （10）前日の搬入日に自社ブースへ展示品等を設営し、1 日目から最終日（4 日目）の 16：30 まで自社ブースでの展示、及び来場者に対する商材の説明等のため 1 名以上の人員の常駐が可能であること。また閉会后、直ちに展示品の撤去等、必要な作業が可能であること。

※1「中小企業等」：中小企業支援法（昭和 38 年 7 月 15 日法律第 147 号）第 2 条に規定する中小企業者、任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が 3 分の 2 以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）を対象とする。

※2「HACCP について」：今後、支援事業の申込時に HACCP に沿った衛生管理の内容が確認できる「衛生管理計画」及び「記録簿」等の提出を求める場合があります。

<HACCP に沿った衛生管理の制度化について（厚生労働省）>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/

※HACCP について不明な点等あれば、財団までご連絡ください。

4 応募方法

（1）提出書類

① 申込書

② F C P 展示会・商談会シート※主な出展商品分

特定原材料に「くるみ」が追加されたため、FCP シートの様式が更新されていますので、新

様式で提出できるようご準備ください。

なお、経過措置期間は、令和 7 年 3 月 31 日までとなっておりますので、旧様式でも問題はありません。

③ 会社概要（企業のパンフレット可）

- ・①、②は、公益財団法人岡山県産業振興財団HPからダウンロードしてください。
https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/3259.html
- ・採択後、岡山県税に滞納がないことを証明する完納証明書（原本）を提出していただきます。
- ・ご提出いただいた申込書類及び添付書類などについては、返却いたしません。
- ・応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。
- ・支援の内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。

（2）提出部数

各 1 部

（3）提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課

（4）実施主体

岡山県、公益財団法人岡山県産業振興財団

（5）提出方法

Eメールでご提出ください。

（6）応募期間

令和 6 年 6 月 14 日（金）から 7 月 12 日（金）17 時必着

5 選考について

- （1）書類審査の上、出展者を決定します。（必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。）
- （2）岡山県出展ブース 16 者のうち、5 者程度を初出展者枠としております。
※過去 5 年、岡山県事業で FOOD EX JAPAN に参加したことが無い出展者を、初出展者とします。
- （3）次の順序により出展者を選定します。
（ア）[新規優先枠]の申込者について、出展者を選定。※審査には一定の基準が設けられます。
（イ）[新規優先枠]で選考に漏れた企業を含めて、[一般枠]の申込者について出展者を選定。
- （4）審査の結果（不採択の理由等）に関する問合せには、応じかねますので、予めご了承ください。

6 注意事項

- （1）出展者には当日及び事後アンケートをお願いします。
- （2）出展者は、安全かつスムーズな進行のため、事務局の指示には必ず従ってください。
- （3）岡山県ブース内の装飾等は、業種を考慮して岡山県ブース事務局側で決定します。
ご了承ください。
- （4）出展者が損害を被った場合、その損害については出展者の負担となります。

- (5) 商標、特別なノウハウ等の知的財産や秘密事項については、出展者自身で予め法的保護を行うなどの対応をおとりください。

7 申し込み先・問い合わせ先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課（赤木、角南）
〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀 5301（テクノサポート岡山）
電話：086-286-9677 FAX：086-286-9691 Eメール：shinfo@optic.or.jp